○海上保安庁告示第二百一号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項本文の規定に基づき、苅田港沖における機雷の水中爆破処理作業の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十三年九月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

苅田港沖における機雷の水中爆破処理作業の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
北緯三三度四九分四二秒東経一三一度五分を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海域	平成二十三年九月二十一日及び平成二十三年九月二十二日（予備日）のうち、海上保安庁の巡視船艇等による警戒の下、水中爆破処理作業が行われている間	上欄に掲げる海域における水中爆破処理作業に従事する船舶船舶以外の船舶

○防衛省告示第二百十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原（五七〇番、五八二番一、六一五番、六五五番、六五八番、六八四番、七三一番、七五五番及び八二八番）並びに字辺土名帆原（二三二九番及び二三三四番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名七九一番地　国頭村立辺土名地区公民館

○防衛省告示第二百十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県国頭郡伊江村字東江上ズマタ原（一六八二番）及びバンタ原（二二四〇番）並びに字西江上山中原（一七五八番二）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県国頭郡伊江村字東江前三八番地　伊江村役場

○防衛省告示第二百十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県名護市字辺野古思原（二六四番）及び長崎原（四三六番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県名護市字辺野古一三四番地の一　名護防衛事務所

○防衛省告示第二百十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原廻袋原（七〇五番一）

沖縄県国頭郡宜野座村字漢那城原（二二七六番八）

沖縄県国頭郡金武町字金武長久保原（四四〇二番）、大堂原（四六九〇番及び四七三〇番二）、呉屋原（五五二三番、五五二三番八及び五五二三番二三）、伊那嘉原（六六九五番）、池久保原（六九六六番）、伊保原（七五七六番）、喜瀬武原（九〇七七番一、九〇七七番三、九〇七七番四及び九〇八〇番）及び木登代原（一〇一二〇番三）並びに字伊芸加武川原（一九二七番及び一九二八番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県国頭郡恩納村字恩納二四五一番地　恩納村役場

沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座二九六番地　宜野座村役場

沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番地一　沖縄防衛局金武出張所

○防衛省告示第二百十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県国頭郡金武町字金武大兼久原（二八六二番一、二八七一番及び二八七二番一）、美里原（五七四三番、五七四三番一及び五七四三番二）、大保根原（一一九四七番一及び一一九六九番一）及び岬原（一一七四二番一、一二八〇三番、一二八三六番、一二八三七番三、一二八六六四番一、一二八六四番二、一二八六四番三、一二八六四番四、一二八六四番五、一二八六四番六、一二八六四番七、一二八六四番八、一二九〇九番、一二九五九番、一二九五九番一、一二九五九番二、一二九五九番三、一二九五九番四、一二九五九番五、一二九六〇番、一二九六八番及び一二九七八番一）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番地一　沖縄防衛局金武出張所

○防衛省告示第二百十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県中頭郡読谷村字喜名喜名原（二九番、八六番、一一四番、一三三番、一三五番及び一七八番）、前原（五六〇番、五七七番一、六〇三番及び六一三番）、中地原（六四六番）、東原（七六六番及び七九六番）、西平原（八八八番、九四九番、九五二番、九八一番及び九九二番）、福地原（一二〇七番、一二一二番、一二四七番